

大分県マスコットキャラクター「めじろん」
着ぐるみ等の貸し出しに関するQ&A

令和6年10月22日
企画振興部広報広聴課

【着ぐるみを借りたい場合】

Q 1 めじろんの着ぐるみを借りたいのですが。

A 1 大分県企画振興部広報広聴課にお問い合わせください。希望日の着ぐるみの空き状況を確認します。空きがある場合は、申請書に記入のうえ提出してください。

【問い合わせ先】 広報広聴課 広聴班

TEL : 097-506-2097

FAX : 097-506-1726 e-mail : a10400@pref.oita.lg.jp

また、中部振興局以外の各振興局でも貸し出しておりますので、最寄りの振興局までお問い合わせください。

Q 2 着ぐるみは自分で取りに行くのですか。

A 2 広報広聴課（県庁舎本館3階）まで取りに来ていただきます。返却の場合も同様です。振興局で申請した場合は、各振興局で受け取っていただきます。

【めじろんのサイズ】 高さ：約90cm×幅：約90cm 重量：約10kg

※着ぐるみによって大きさが多少異なります。

Q 3 営利を目的としないパーティーに使用したいのですが、可能ですか。

A 3 パーティーや結婚式など個人的な利用も可能です。ただし、結婚式を除いた飲酒の場など、めじろんの品位が保たれない場面での利用はできません。また、個人的な使用でも指定された使用方法を守っていただきます。

Q 4 市町村が持っている「めじろん」着ぐるみは市町村で使用できますか。

A 4 現在、市町村が所有する「めじろん」着ぐるみは、市町村で活用してください。ただし、めじろんの品位を保持するためにも使用は県の貸出要綱に準じてくださるようお願いいたします。

Q 5 めじろんの着ぐるみを制作して使用したいのですが可能ですか。

A 5 めじろんの着ぐるみを制作することは、県の着ぐるみと混同されるため認めていません。

ただし、県に準じる貸出要綱で市町村が新たに制作し活用することは可能です。

Q 6 めじろんに話をさせることはできますか。

A 6 めじろんのイメージを大切にするために、着ぐるみを着た人は発声できません。

Q 7 営利目的の使用をしてはならないとありますが、特産物の販売促進のイベントにも活動できませんか。

A 7 単に営利を目的とする場合には貸し出すことができませんが、県産品のPR、福祉活動、教育的価値の高い文化・スポーツ等の目的が別にある場合には貸し出すことができます。

また、災害復興支援を目的とする場合も貸し出すことができます。（「復興支援を目的」とは大分県への観光客の誘客や大分県の物産品の販売を目的としたものとする。）

Q 8 使用中に着ぐるみを壊したり、汚したりした場合は弁償する必要がありますか。

A 8 弁償していただくこととなりますので、扱いには十分気をつけてください。

また、着ぐるみの中は高温になりますので、使用後は日干しやドライヤーで乾かす等次の使用者への配慮をお願いします。

Q 9 申請書の「使用状況公表の可否」を「可」にするとどうなりますか？

A 9 大分県公式ホームページ、SNS等でご紹介させていただくことがあります。

【CD、DVDを使用したい場合】

Q 10 めじろんダンスのCD、DVDを借りたいのですが。

A 10 空のCD、DVDを持参していただければ、めじろんダンスの入ったものを無料でお渡しします。返却は不要です。

また、大分県のホームページからダウンロードもできます